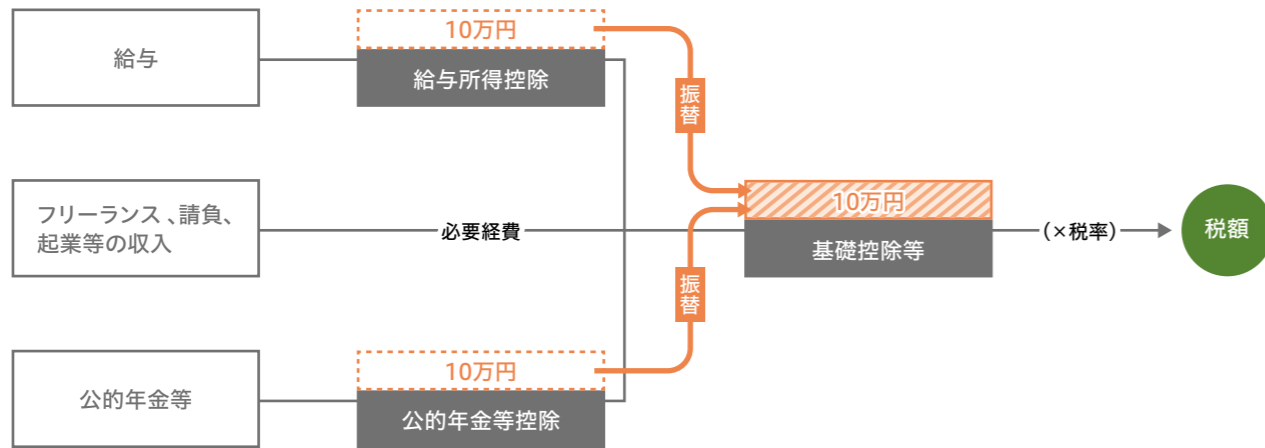


個人の市民税・県民税 令和3年度から税制改正されます

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除へ振り替え

給与所得と公的年金等の控除額を一律で10万円引き下げ、基礎控除額に10万円振り替えます。



※給与所得と年金所得がある方は給与所得の金額から10万円を限度に控除します。

- 給与所得控除の見直し
 - ・控除額を一律10万円引き下げ
 - ・控除の上限額が適用される収入金額を850万円、控除の上限額を195万円にそれぞれ引き下げ
- 公的年金等控除の見直し
 - ・控除額を一律10万円引き下げ
 - ・控除額を195万5千円に引き下げ
(公的年金等の収入金額が1千万円を超える場合)
- 基礎控除の見直し
 - ・控除額を一律10万円引き上げ

■ 個人市民税・県民税非課税範囲

- 非課税措置の合計所得要件
 - ・125万円から135万円に引き上げ
 - ・対象にひとり親を追加

■ 扶養親族等の合計所得金額要件の見直し

- 扶養控除等の合計所得金額要件
 - ・10万円引き上げ

詳細は市ホームページに掲載しています。

<https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/zeimu/a808/>

☎ 税務課 市民税係

☎ お太助フォン 42-5614 ☎ 42-2130



公営住宅の入居者を募集します

種類	市営住宅		
公募期間	4月5日(月)～19日(月)		
住宅名	甲田町夕日ヶ丘住宅 2棟4号室	甲田町夕日ヶ丘住宅 4棟8号室	甲田町紅葉ヶ丘住宅 3棟6号室
所在地	甲田町高田原2308番地1		甲田町上甲立1777番地
家賃(月額)	15,900円～31,200円	15,900円～31,200円	18,800円～36,900円
間取り	木造平屋3DK	木造平屋3DK	木造2階建て3DK
条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 所得制限(上限)あり ■ 同居親族がいる方 		

※入居希望者多数の場合は抽選

☎ 住宅政策課 住宅係

☎ お太助フォン 47-1202 ☎ 47-1206

制度に関する
お知らせ

行政情報

精神障害のある方の通院医療費の負担軽減が始まります

4月から、重度の精神障害のある方を対象に、通院医療費の自己負担額の一部を助成します。

《対象者》※以下の全てに該当する方

- 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- 自立支援医療受給者証[精神通院]所持者

※本人、配偶者、扶養義務者のいずれかに一定以上の所得がある場合は対象外です。

《対象医療》

- 通院による医療で、医療保険が適用される場合
(訪問介護、柔道整復師等も含む)

《助成金額》

- 1医療機関につき1日200円
(医療機関ごとに月4回まで)

※院外処方の場合は自己負担金はありません。

《申請時必要書類等》

- 保険証
- 精神障害者保健福祉手帳(1級)
- 自立支援医療[精神通院]受給者証
- 所得証明書(転入者のみ)

《申請窓口》

保険医療課医療保険年金係、または各支所

※3月1日時点で対象の方には3月中旬ごろに案内を送付しています。

☎ 保険医療課 医療保険年金係

☎ お太助フォン 42-5619 ☎ 42-2130

吉田税務署からのお知らせ 申告・納付期限を延長します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「申告所得税(復興特別所得税)」「贈与税」「個人事業者の消費税(地方消費税)」の申告期限・納付期限を延長します。これに伴い、「申告所得税」「個人の消費税」の振替納税利用者の振替日を以下のとおり延長します。

■ 申告期限・納付期限の延長

	延長後の納付期限
申告所得税	4月15日(木)
贈与税	
個人事業者の消費税	

■ 振替日の延長

	延長後の振替日
申告所得税	5月31日(月)
個人事業者の消費税	5月24日(月)

障害基礎年金等を受給しているひとり親家庭 「児童扶養手当」算定方法の変更

障害基礎年金等を受給しているひとり親家庭は、3月分から児童扶養手当の額と、障害基礎年金等の子どもの加算部分との差額を児童扶養手当として受給することができるようになりました。

障害基礎年金等の受給を理由に児童扶養手当を申請していない方は、子育て支援課児童福祉係、または各支所窓口係に申請してください。

※児童扶養手当の認定を受けている方は、申請不要です。

《支給開始月》

障害基礎年金等を受給していたために児童扶養手当の申請をしていなかった方のうち、3月1日時点で支給要件を満たしている方は、6月30日までに申請すれば3月分の手当から受給できます(通常は申請月の翌月分から支給)。

☎ 子育て支援課 児童福祉係

☎ お太助フォン 47-1283 ☎ 42-2130

☎ 吉田税務署 ☎ 42-0008